資金種類および資金の利用目的			貸付対象世帯			貸付上限額	返済期間	据置期間	連帯保証人	利子
			低所得	障害者	高齢者					
福祉資金（福祉費）	就職の支度に必要な経費	○就職に際し必要な経費（洋服・靴・通勤定期等の購入費）	●	●		500,000円	3年以内	6ヶ月以内＊	原則必要だが、無でも可	保証人有なら無利子　無なら年1.5％
	生業を営むために必要な経費	○自営業に必要な経費 ・設備、機械、器具、車両等を購入、修理する費用 ・店舗、作業場の補修、改造する費用など ・新規創業時の資材、原材料の購入、仕入れ費用 ※申請前に中小企業診断士等の専門家に相談していただきます。 ※新規創業の場合は、全体経費の１／３以上の自己資金が必要です。	●	●		低所得世帯 2,800,000円	7年以内			
						障害者世帯 4,600,000円	9年以内			
	技能習得に必要な経費	○就職するための知識、技能を習得するために必要な経費、及び生計中心者の技能習得の場合に、その技能習得期間中の生計を維持するために必要な経費 ※社会人の方への貸付については、職場から求められている場合が対象。 ※貸付上限額は低所得世帯の場合の額。障害者世帯の上限額は別途あり。	●	●		【技能習得期間ごとに設定】 ・6ヶ月程度 1,100,000円 ・１年程度 2,000,000円 ・２年程度 3,800,000円 ・３年以内 5,600,000円	8年以内			
	その他日常生活上一時的に必要な経費	○給排水設備・冷暖房設備等を設けるのに必要な費用 ○年金保険料や健康保険料（税）の未納分 ○義務教育にかかる経費（制服や修学旅行の費用） ○生活保護受給者の国民年金の任意加入により納める保険料＊	●			500,000円	3年以内			
		○障害者自動車の修理に必要な費用		●						
		○生活保護受給世帯の生活必需品等の購入費用	●			100,000円				

＊「生活保護受給者の国民年金の任意加入により納める保険料」の貸付の場合、年金受給開始時期に合わせて「据置期間」を設定します。